

議案第154号 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について

それでは、議案第154号 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、タブレット配信資料に基づき、ご説明申し上げます。

資料の2ページをお願いします。

「国民健康保険産前産後保険料の免除」についてですが、改正理由は、(1)記載のとおり、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の施行に伴い、令和6年1月1日から出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置が講じられることとなったことから、大津市国民健康保険についても同様の措置を講ずるため条例の一部の改正をお願いするものです。

改正内容は、(2)記載のとおり、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者、以下の説明では出産被保険者といいますが、その出産被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等

割額を減額するものです。

減額する額は、出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間で、多胎妊娠の場合には出産の予定日の属する月の三月前から出産予定月の翌々月までとし、その期間に係る所得割額及び被保険者均等割額です。

3ページをお願いします。

(3)免除措置の概要ですが、導入の趣旨は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除するものです。

今回の改正による免除のスキームは、対象は出産する被保険者であり、当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分である4ヶ月分、多胎妊娠の場合は6ヶ月分の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除するものです。なお、保険料の免除を行いますと、その分の保険料収入が減収となりますので、減収分は国と地方で負担することになり、その割合は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1になります。

4ページをお願いします。

今回の保険料免除のイメージを図にしたものです。

国民健康保険料は、応益(均等割・平等割)と応能(所得割)により設定されており、そのうえで、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられています。

例といたしまして、7割軽減対象世帯の出産被保険者の場合、残りの3割の12ヶ月分の4ヶ月分、3分の1を減額することから合計8割の減額、5割軽減対象世帯の出産被保険者の場合、残りの5割の3分の1を減額することから合計約6.7割の減額、2割軽減対象世帯の出産被保険者の場合、残りの8割の3分の1を減額することから合計約4.7割の減額となります。

5ページをお願いします。

免除のイメージを月別の図にしたものです。上段の図は、単胎の方と多胎の方の免除月を表したものです。単胎児の方は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4ヶ月分、多胎の方は、出産予定月の3ヶ月前から出産予定月の翌々月までの6ヶ月分となります。下段の図は、実際の事例となっていますが、令和5年11月が出産予定月の場合は、産前産後期間のうち、制度改正後の令和6年1月分のみが対象となるものです。

6ページをお願いします。

(4)は制度改正に伴う影響見込で、厚生労働省が見込んだ1件当た

りの年額平均の免除額に本市の令和4年度の出産育児一時金の支給
件数を乗じた4,266,000円と見込んでおります。

(5)の施行期日は、令和6年1月1日です。

7ページ以降は、今回の条例改正に係る部分の新旧対照表です。参
考にしていただければと思います。

以上で、議案第154号 大津市国民健康保険条例の一部を改正する
条例の制定についての説明といたします。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。